

茨木市肝炎検査事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、肝炎検査を実施することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 肝炎検査の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 厚生労働省の定める肝炎ウイルス検診等実施要領の規定に該当する者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査、第125条第1項に規定する健康診査又は茨木市健康増進健康診査事業実施要綱（平成20年7月15日実施）に基づく健康診査を受診する際に、原則として併せて茨木市内の委託医療機関等で受診を希望する者
- (4) 受診する日において、肝炎の治療を受けていない者

(検査の実施方法)

第3 肝炎検査は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 市長が指定する医療機関において実施する個別検診
- (2) 茨木市保健医療センター内において実施する集団検診
- (3) 市内公共施設等において実施する巡回検診

2 肝炎検査の結果は、次の各号に掲げる検診の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該検診を受診した者に通知するものとする。また、各号の場合において、肝炎検査を行った医療機関、茨木市保健医療センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）又は市長は、必要に応じて精密検査の受診勧奨を行うものとする。

- (1) 個別検診 肝炎検査を行った医療機関が通知する方法
- (2) 集団検診 指定管理者が通知する方法
- (3) 巡回検診 肝炎検査を行った医療機関又は市長が通知する方法

(検査の内容)

第4 肝炎検査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) HCV抗体検査
- (3) HCV核酸増幅検査（前号の結果が中力価又は低力価の者に実施）
- (4) HBs抗原検査

(受診料等)

第5 肝炎検査を受診しようとする者は、次の各号に掲げる検診の区分に応じ、当該各号に定める受診料又は利用料金を納付しなければならない。

- (1) 個別検診 受診する医療機関への受診料
- (2) 集団検診 指定管理者への利用料金
- (3) 巡回検診 市長への受診料

2 前項の受診料又は利用料金の額は、第1号から第4号までに掲げる者にあつては無料とし、第5号に掲げる者にあつては300円とする。

- (1) 受診時において70歳以上の者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者
（指定管理者が行う業務）

第6 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 集団検診
- (2) その他肝炎検査の実施に必要な業務のうち、市長が指定するもの
（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、肝炎検査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。